平成２３年（フ）第２５３６号
名古屋市東区葵２丁目３番13号　みねビル602号
債務者　田中　春道
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５３号
名古屋市熱田区五番町９番Ｃ―401号　五番町住宅
債務者　箕浦　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８７号
神戸市灘区天城通３丁目７番21号　天城ハイツ３Ｂ、従前の住所神戸市灘区鶴甲４丁目１番８―305号
債務者　玉田　已幸
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７２号
神戸市長田区三番町２丁目７番地の１　市住21―408号、従前の住所神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―203号
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９６号
神戸市中央区割塚通４丁目２番10号　メゾン王子702、従前の住所大阪市淀川区新北野３丁目13番18―617号
債務者　児玉和比古
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５８号
神戸市北区藤原台中町６丁目27番３号
債務者　老月真知子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６８号
神戸市長田区若松町３丁目１番１―1205号、従前の住所神戸市兵庫区大開通10丁目２番15―711号
債務者　木寺　裕之
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９３号
神戸市兵庫区夢野町２丁目７　ハイツ夢野101、住民票上の住所神戸市西区美穂が丘３丁目１番地15―301号
債務者　大石みどり
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２９号
神戸市垂水区小束台868番地の1093
債務者　中山　華代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１３号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番26号
債務者　北原　龍蔵
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７５号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目82番地　カーム南吉方102号
債務者　森本かおり
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
鳥取県鳥取市西町２丁目419番地２、旧住所鳥取県鳥取市片原２丁目210番地
債務者　大堀まつ子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
鳥取県鳥取市南安長３丁目102番地　ソファレ・ファミーユＡ―202号、旧住所鳥取県鳥取市田園町２丁目108番地
債務者　盛田みづほ（旧姓石破）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字松崎581番地
債務者　野村晟子こと　李　　晟子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第７４号
鳥取県倉吉市長坂新町1145番地　市営住宅36号
債務者　重道　義政
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１２８８号
広島市南区宇品西２丁目７番６―203号　ＩＧＩ．ＭＫビル１ｓｔ
債務者　厚井　貞治
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部